

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

令和3年度見直し箇所

: 赤字

目次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	41
障害児相談支援給付費	42
地域相談支援給付費（地域移行支援）	43
地域相談支援給付費（地域定着支援）	44
福祉型障害児入所施設給付費	45
医療型障害児入所施設給付費	49
児童発達支援給付費	51
医療型児童発達支援給付費	59
放課後等デイサービス給付費	60
居宅訪問型児童発達支援給付費	66
保育所等訪問支援給付費	67

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注												
		利用者の数 が利用定員 を超える場合	配置すべき 従業者(児 童発達支援 管理責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等追加加算 (1日につき)	専門的支援 加算 (1日につ き)	看護職員加 配加算 (1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算		
障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)区分1 (3時間以 上)	(一)医療 的ケア児 (32点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(2,604単位)							(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位		
			(b)定員11人以上20人以下	(2,402単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位			
			(c)定員21人以上	(2,302単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療 的ケア児 (16点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(1,604単位)						(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
			(b)定員11人以上20人以下	(1,402単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
			(c)定員21人以上	(1,302単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(三)医療 的ケア児 (3点以 上)の場合	(a)定員10人以下	(1,271単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(1,069単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(969単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				
		(四)(一) から(三) 以外の場 合	(a)定員10人以下	(604単位)					(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位 (2) 児童指導 員等の場合 +123単位 (3) その他の 従業者の場合 +90単位	+187単位				
				(b)定員11人以上20人以下	(402単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位 (2) 児童指導 員等の場合 +82単位 (3) その他の 従業者の場合 +60単位	+125単位				
				(c)定員21人以上	(302単位)				(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位 (2) 児童指導 員等の場合 +49単位 (3) その他の 従業者の場合 +36単位	+75単位				

基本部分			注											
(2)区分2 (3時間未満)	(一)医療的ケア児 (32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
	(一)医療的ケア児 (32点以上)の場合	(a)定員10人以下 (2,591単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位			
		(b)定員11人以上20人以下 (2,393単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位			
		(c)定員21人以上 (2,295単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位			
	(二)医療的ケア児 (16点以上)の場合	(a)定員10人以下 (1,591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (1,295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(三)医療的ケア児 (3点以上)の場合	(a)定員10人以下 (1,258単位)			減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$	減算が適用される月から4月目まで $\times 70/100$					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (1,060単位)			3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (962単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		
	(四) (一)から(三)以外の場合	(a)定員10人以下 (591単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+187単位		
		(b)定員11人以上20人以下 (393単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位		
		(c)定員21人以上 (295単位)									(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +75単位 (2) 児童指導員等の場合 +49単位 (3) その他の従業者の場合 +36単位	+75単位		

基本部分		注												
障害児 (重症心身 障害児を 除く)に休 業日に行 う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場 合 又は 配置すべ き従業者(児 童発達支援 管理責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1 日につき)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束廃 止未実施減 算	児童指導員 等加配加算 (1日につき)	専門的支援 加算(1日につ き)	看護職員加 配加算(1日につ き)	共生型サー ビス体制強 化加算				
<p>(1) 医療的ケア児(32点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (2,721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (2,480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (2,372単位)</p> <p>(2) 医療的ケア児(16点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (1,721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (1,480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (1,372単位)</p> <p>(3) 医療的ケア児(3点以上)の場合</p> <p>(一)定員10人以下 (1,388単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (1,147単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (1,039単位)</p> <p>(4) (一)から(三)以外の 場合</p> <p>(一)定員10人以下 (721単位)</p> <p>(二)定員11人以上20人以下 (480単位)</p> <p>(三)定員21人以上 (372単位)</p>	<p>× 70/100</p>	<p>減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100</p> <p>9月以上連続 して減算の場 合 × 50/100</p>	<p>減算が適用さ れる月から2 月目まで × 70/100</p> <p>9月以上連続 して減算の場 合 × 50/100</p>	<p>4時間未満 × 70/100</p> <p>4時間以上6 時間未満 × 85/100</p>	<p>× 85/100</p>	<p>利用者全員に ついて、1日につ き5単位を 減算</p>	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位		
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位
							<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +187単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +123単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>	+187単位		<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +125単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +82単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +60単位</p>		+125単位	<p>(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +75単位</p> <p>(2) 児童指導 員等の場合 +49単位</p> <p>(3) その他の 従業者の場合 +36単位</p>	+75単位

基本部分		注									
		利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)
ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1,756単位)								(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人 (1,467単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員7人 (1,263単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位	
	(四)定員8人 (1,108単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員9人 (989単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人 (893単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位	
	(七)定員11人以上 (686単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +82単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位	
ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (2,038単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +374単位 (2) 児童指導員等の場合 +247単位 (3) その他の従業者の場合 +180単位	+374単位	イ 400単位 ロ 800単位	
	(二)定員6人 (1,706単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +312単位 (2) 児童指導員等の場合 +206単位 (3) その他の従業者の場合 +150単位	+312単位	イ 333単位 ロ 666単位	
	(三)定員7人 (1,466単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +267単位 (2) 児童指導員等の場合 +176単位 (3) その他の従業者の場合 +129単位	+267単位	イ 286単位 ロ 572単位	
	(四)定員8人 (1,288単位)					4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100		(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +234単位 (2) 児童指導員等の場合 +154単位 (3) その他の従業者の場合 +113単位	+234単位	イ 250単位 ロ 500単位	
	(五)定員9人 (1,150単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +208単位 (2) 児童指導員等の場合 +137単位 (3) その他の従業者の場合 +100単位	+208単位	イ 222単位 ロ 444単位	
	(六)定員10人 (1,039単位)							(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +187単位 (2) 児童指導員等の場合 +123単位 (3) その他の従業者の場合 +90単位	+187単位	イ 200単位 ロ 400単位	

基本部分		利用者数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算
	(七)定員11人以上	(810単位)						(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +125単位 (2) 児童指導員等の場合 +92単位 (3) その他の従業者の場合 +60単位	+125単位	イ 133単位 ロ 266単位	
二 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合	(426単位)									イ 児童管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児童管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位
	(2)休業日に行う場合	(549単位)			4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100						
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合 (二)休業日に行う場合	(529単位) (652単位)								
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合 (二)休業日に行う場合	(426単位) (549単位)	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100				

注											
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等加配加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員加配加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算	イ 事業所内相談支援加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
	ロ 事業所内相談支援加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき80単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)
----------------------	--	-----------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(Ⅰ)(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度	(1回につき94単位を加算)
--------------------	---	----------------

欠席時対応加算(Ⅱ)		(1回につき94単位を加算)
------------	--	----------------

注 急病等により、サービス提供時間が30分以内となった場合

特別支援加算		(1日につき54単位を加算)
--------	--	----------------

強度行動障害児支援加算		(1日につき155単位を加算)
-------------	--	-----------------

個別サポート加算(Ⅰ)		(1日につき100単位を加算)
-------------	--	-----------------

個別サポート加算(Ⅱ)		(1日につき125単位を加算)
-------------	--	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき960単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき100単位を加算)	

基本部分		注										
		利用者の数が利用定員を超える場合 又は 配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)の員数が基準に満たない場合(1日につき)	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	児童指導員等追加加算(1日につき)	専門的支援加算(1日につき)	看護職員追加加算(1日につき)	共生型サービス体制強化加算	
送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (片道につき54単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +37単位 注2 同一敷地内の場合 ×70/100										
	ロ 重症心身障害児の場合 (片道につき37単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100										
延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)											
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ) (1日につき200単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ) (1日につき200単位を加算)											
保育・教育等移行支援加算	(1回を限度として500単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×84/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×61/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×34/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×13/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										